

## 平成 29 年度 第 3 回 大阪市地方独立行政法人大阪市民病院機構評価委員会議事録

平成 29 年 11 月 21 日 (火) 14 : 00～14:20  
大阪市役所本庁舎地下 1 階 第 5 共通会議室

<出席者>

評価委員：

清野委員長、北村委員、古村委員 (※欠席：上崎委員、山口委員、山本委員)

大阪市健康局：

飯田総務部長、石田総務部経理課長、(他事務局2名)

大阪市民病院機構：

鹿野経営企画部長、鈴木経営企画課長、藤岡経営企画課長代理、  
森本総合医療センター財務部参事

### 事務局

本日はお忙しいところお集まり頂きありがとうございます。これより、「平成 29 年度 第 3 回 大阪市地方独立行政法人 大阪市民病院機構 評価委員会」を開催します。

なお、本委員会は原則公開となっておりますこと、また、市の規程により、傍聴要領に従いまして傍聴も可能となっておりますことを、あわせてあらかじめご了承頂ければと思います。

(出席者紹介 省略)

「大阪市民病院機構評価委員会条例」により、委員の半数以上のご出席が委員会の開催要件となっております、今回 6 名の委員のうち 3 名のご出席により有効な委員会となっておりますことをご報告させていただきます。

(配付資料確認 省略)

それでは早速、議事に移ってまいります。清野委員長、よろしくお願いいたします。

### 清野委員長

ただいまから、平成 29 年度 第 3 回目の大阪市民病院機構評価委員会を進めさせていただきます。

委員の皆さまには、ご多忙の中ご出席頂きありがとうございます。

今回は、大阪市が大阪市民病院機構に出資した「不要財産」の納付についてご意見を頂戴したいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。では、事務局から説明してください。

### 事務局

今回の評価委員会の案件ですが、来年、平成 30 年 3 月末の市立住吉市民病院の閉院に伴うものです。

閉院にあたっての手続きですが、地方独立行政法人の設立時に大阪市から機構へ出資したもののうち、住吉市民病院にかかる土地、建物等について、不要財産となりますことから、法令に基づき、設立団体である大阪市に返納する手続きとして、市長宛てに認可の申請を受けたものです。

本日は、法令に基づきまして、評価委員会のご意見を伺うものです。

根拠になる法令として、「資料 4」をご覧ください。

まず、「地方独立行政法人法」の抜粋ですが、第 42 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づく大阪市民病院機

構からの認可申請となっております。

申請様式は、裏面になりますが「地方独立行政法人法施行令」第7条第1項、同じく第8条第1項に基づいた体裁となっております。

今後のスケジュールですが、本日の評価委員会後、大阪市会の議決を得て、大阪市民病院機構に認可され、その後、定款の変更ということになります。

それでは、続きまして資料2について説明いたします。

「出資等に係る不要財産の納付について」ですが、説明の順番が番号順にならず申し訳ありませんが、2の「当該出資等に係る不要財産が将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる理由」ですが、初めに説明した通り「住吉市民病院が閉院になることに伴い、既存の施設が不要となるため」であり、納付の予定時期は5にありますように、3月末まで病院として機能しておりますことから閉院後の平成30年4月を予定しております。

1の「現物による出資等団体への納付に係る出資等に係る不要財産の内容」、3の「不要財産の取得の日及び申請の日における帳簿価額」、4の「取得に係る出資又は支出の額その他その内容」については、2枚目の表と3枚目の敷地見取り図を合わせてご覧ください。

こちらが、この度、対象になる住吉市民病院の土地及び建物・構築物になります。

表の1行目、項目欄ですが、真ん中あたりに「取得の日における帳簿価額」とありますものが、大阪市民病院機構に、設立団体である大阪市から現物出資した日、平成26年10月1日の帳簿価格となります。

その右横、「申請の日における帳簿価額」ということで、申請日の平成29年11月1日時点で計算した帳簿価格です。

その横は「納付の日における帳簿価額」ですが、納付の日は閉院となる「平成30年3月31日」とのことであり、この日で計算しております

その横、「取得に係る出資の額」については、「資本金」をいくら減資するかということを表しています。

いちばん右の端「取得に係る支出の額」は設立団体の大阪市が支出した額を示しております、こちらは、また後ほど、説明いたします。

表の2行目に移りまして、土地の関係ですが、現在の住吉市民病院の敷地になり15,730㎡ほどになりますが、減価償却の対象外ですので法人化された折に出資した帳簿価額のまま28億3千万円ほどが計上されております。

財務処理としては、一般的には資本金から見合いの金額を落とすことになるわけですが、大阪市民病院機構の資本金が「1億円」だけということがあり、総務省に財務処理について確認したうえで欄外左下の計算式により計算しております。

市民病院機構が設立された当時の資産総額 約690億円に対して、資産－負債という意味での資本金が1億円ありますので、この比率を納付の日（来年3月31日）の帳簿価額に乗じたものとなり約409万円を1億円の資本金から減らす、いわゆる減資という会計処理をしていくこととなります。

次に建物・構築物についてですが、敷地内にあるすべての建物が対象になります。

これらの建物は閉院時には備忘価額まで減価償却を行いますが、その中で、「病院」の行の「設立団体支出」とありますが、欄外の「注1」にも書かれておりますが、法人設立後に住吉市民病院の閉院時期の2年延長に伴って行った建物の耐震補強を、全額、市からの運営費負担金により整備したものです。

資料2に係る説明は以上でございます。

ここで一旦切らして頂きます。  
ご質問などございましたらお願いしたいと思います。

#### **清野委員長**

何か意見はありますか。

(意見なし)

特にないようですので、次、お願いします。

#### **事務局**

続きまして、資料3について説明申しあげます。

先ほどの資料2と似たものですが、先ほどのものは現物納付でしたが、こちらは売却等により譲渡収入が発生するものについて、設立団体に納付して頂くものになります。

2の「…必要がなくなったと認められる理由」は、先ほどと同じく「住吉市民病院の閉院に伴い不要となるため」でございますが、対象となるものは、別表をご覧ください。

「全身用X線コンピュータ断層撮影装置」いわゆる「CT」と、「磁気共鳴断層撮影装置」いわゆる「MRI」です。

こちらは、住吉市民病院の閉院時期が2年間延長することに決まった折に、既存の機器が既に限界に来ていたため、大阪市が市民病院機構に運営費負担金を交付し平成27年度に整備したものです。

病院再編計画では、住吉市民病院に誘致する民間病院への有償譲渡や市民病院機構の他施設への移設、その他大阪市立の医療施設への譲渡など検討されましたが、いずれも成立には至らなかったもので、機器の特性上、放置できないものであることから、市民病院機構で有償譲渡の上、得られた収入を大阪市に納付するという事で申請をいただいております。

「取得の日(H28.3)における帳簿価額」は、CT、MRIそれぞれ4,151万円、6,850万円であり、その右の列、「申請の日(H29.11.1)における帳簿価額」はそれぞれ約3,003万円、5,050万円です。

この右横が「譲渡によって得られる収入の見込額」となり、概算見積りではありますがそれぞれ1千万円、1,500万円を見込んでおります。

一番右端は「取得に係る支出の額」として大阪市が機器整備のために運営費負担金を支出した金額であり、取得の日における帳簿価額と同額となっております。

資料3の裏面になりますが、9の譲渡の時期ですが、先ほどもご説明したように3月まで診療を行います関係上、閉院後の30年4月とし、10の譲渡収入の大阪市への納付は事務手続きもあって5月を予定しております。

資料3の説明は以上になります。ご質問などございましたらお願いしたいと思います。

#### **清野委員長**

この件について何か意見はありますか。

質問ですが、CTとMRIの譲渡はどんな形で行うことになりますか。

#### **鹿野部長**

入札で譲渡先を募ることになると考えています。病院や中古の医療機器を扱う業者などが応募してく

るものと思います。

**北村委員**

売却額はこの資料にある譲渡価格ぐらいなのですか。医療機器も日進月歩なので、当時と比べれば更に良いものが出ていることもあるでしょうけど。

**鹿野部長**

あくまで概算なので、実際の売却額は入札しないことには何とも言えませんが、引き合いはあると思います。

**古村委員**

概算の譲渡収入が得られたとして、市民病院機構の損益に影響は出ないですか。

**鹿野部長**

機器整備は市からの運営費負担金で行っており、売却代金は市に納付するので影響はありません。

**清野委員長**

他に意見はないですか。

(意見なし)

特にないようですので、本日の議題について当評価委員会としては「特に異存なし」と致しますが如何ですか。

(異存なし)

大阪市への出資財産の納付については「特に異存なし」と致します

本日の評価委員会はこれで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。